

福生市循環型社会形成推進地域計画

福 生 市

平成 30 年 11 月 22 日

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域処理の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物の処理の現状	3
(2)	一般廃棄物の処理の目標	4
3	施策の内容	5
(1)	発生抑制、再使用の推進	5
(2)	処理体制	7
(3)	処理施設の整備	10
(4)	廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	10
(5)	その他の施策	10
4	計画のフォローアップと事後評価	12
(1)	計画のフォローアップ	12
(2)	事後評価及び計画の見直し	12
添付資料		
添付資料-1	対象地域図	15
添付資料-2	現状の目標とトレンドグラフ	16
添付資料-3	指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ	17
添付資料-4	分別区分説明資料	19
添付資料-5	現有施設の概要	20
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成30年度)	21
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成30年度)	23
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	24
参考資料様式1	施設概要(基幹的設備改良事業系) リサイクルセンター	25
参考資料様式7	計画支援概要	26

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名	福生市
面積	10.16km ²
人口	58,358人(平成30年10月1日現在)

(2) 計画期間

本計画は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画見直すものとします。

(3) 基本的な方向

福生市は、東京都の多摩西部、都心から西へ約40kmに位置しており、東は立川、昭島、武蔵村山の3市に、西は多摩川を隔ててあきる野市と八王子市、北は羽村市と瑞穂町に接しています。

本市では、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の優先順位に基づき、住民・事業者・行政の三者が一体となって協力し、発生及び排出抑制・資源化施策を推進しています。具体的には、ごみの有料化や資源の分別収集、集団回収、剪定枝の資源化、平成18年4月からは容器包装プラスチックの分別収集を開始するとともに、平成29年度から不燃残渣の資源化を開始し、最終処分場への搬入を停止したことなどから、市の総資源化率は35.7%(平成29年度実績)と多摩地域全体として30市町村の中で17位と比較的中位にあります(多摩地域ごみ実態調査「平成29年度統計」より:東京市町村自治調査会作成)。

福生市リサイクルセンターは、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源の選別、中間処理を行い、ごみの減量・リサイクルを促進するための施設として平成9年に建設されました。工場棟、管理棟、ストックヤードのほか、粗大ごみとして排出された家具等を修理して展示販売するリサイクルプラザを併設し、学習室や工場棟の見学者通路を設け、市民にリサイクルを啓発する施設となっています。

今後、社会・経済情勢の変化やさまざまな問題などに対応し、循環型社会の構築を目指すためには、リサイクルセンターにおける中間処理後の資源化を確実にを行い、現在の最終処分量ゼロの体制を継続していくため、リサイクルセンターの計画的補修と予防保全などの適切な維持管理に加え、基幹的整備を実施することで、設備や機器の延命化を図るとともに、省エネ機器への更新等を進めていく必要があります。

(4) 広域処理の検討状況

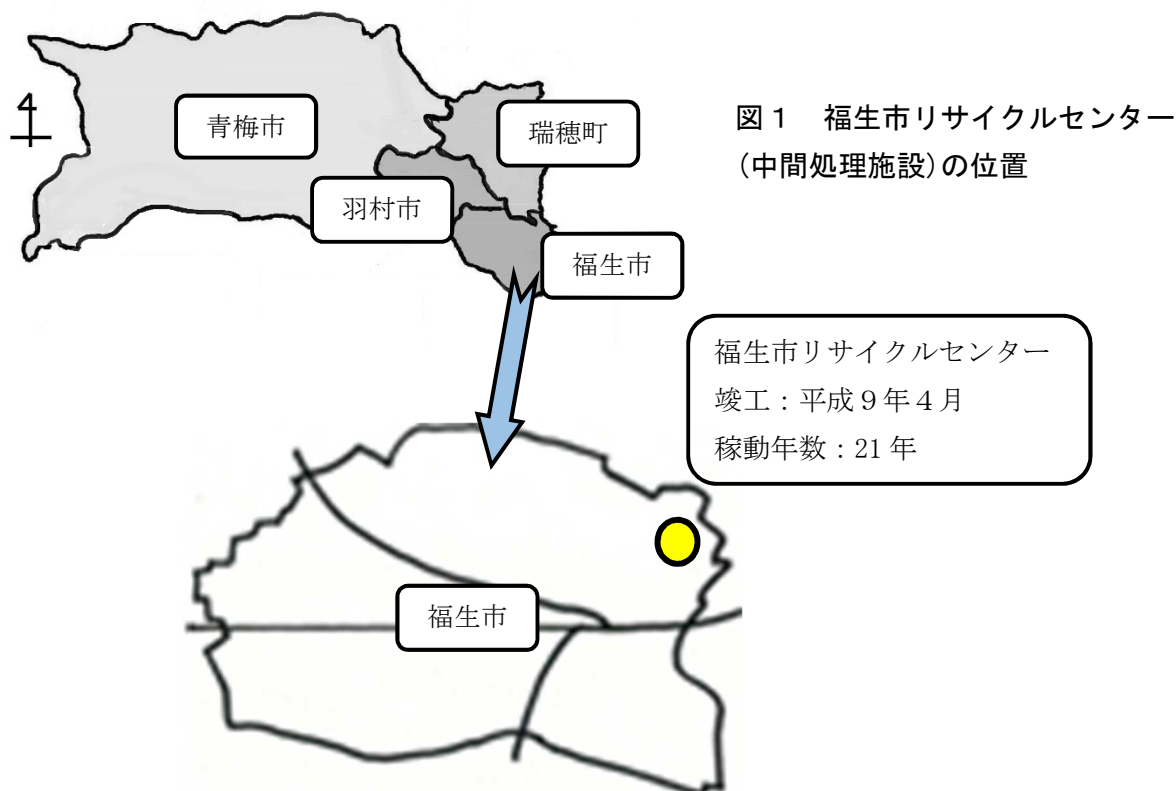
燃やせるごみの処理については、西多摩衛生組合において、青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町（以下、西多摩衛生組合構成市町）が共同で広域的かつ効率的な処理を行っています。

一方、燃やせるごみ以外の燃やせないごみ、資源物、粗大ごみ等の処理については、西多摩衛生組合構成市がそれぞれ所有する資源化处理施設において個別で中間処理を行っています。

資源化处理施設については、単独市町での対応ではなく、広域的かつ効率的に整備を推進することが課題であり、西多摩衛生組合及び西多摩衛生組合構成市町との協議により、施設の統合に向けた検討をしていますが、結論に至っていません。

また、福生市リサイクルセンターは、稼働から 21 年が経過し、施設の経年的な老朽化が進んでおり、設備機器の機能低下が懸念されています。

このため、施設の統合の検討が完了するまでの間、適正な稼働に向けた維持管理のため、重要度の高い機器から設備の更新等を必要最小限で行っていきます。



2 循環型社会形成推進のため現状と目標

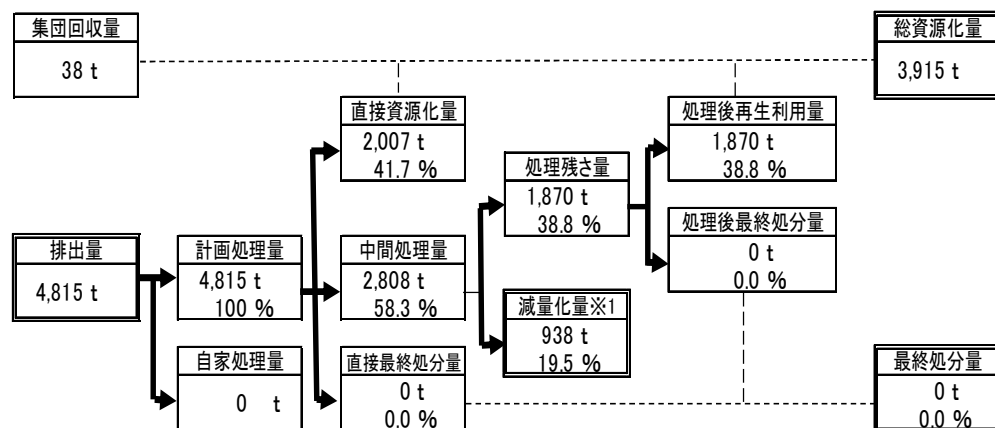
(1) 一般廃棄物の処理の現状

平成 29 年度における一般廃棄物の排出・処理状況は図 2 に示すとおりです。

福生市リサイクルセンターの回収量は、集団回収量等含 4,853 t/年であり、再生利用される「総資源化量」は 3,915t/年、リサイクル率 [=総資源化量÷(ごみの排出量 + 集団回収量)]は 80.7%です。

また、燃やせないごみ、資源物（ビン、缶、容器包装プラスチック、ペットボトル等）、粗大ごみ等は、選別、破碎、圧縮、梱包により中間処理を行い、1,870t/年は再生利用され、残りの減量化量（可燃性残渣）938 t/年は、西多摩衛生組合において焼却処理しています。

なお、平成 29 年度からは、これまで埋立処分していたリサイクルセンターから発生する不燃残渣について、全量を資源化処理するための委託を実施したことにより埋立処分は行っておりません。



※ 1 資源化量は中間処理量と処理後の残渣量の差（福生市リサイクルセンターにおいては、中間処理後の可燃性残渣を西多摩衛生組合で焼却処理した量と等しくなります。）

図 2 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 一般廃棄物の処理の目標

本計画の期間中においては、廃棄物減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標を定め、それぞれの施策に取り組みます。

参考として、添付資料に一般廃棄物等の処理現状と目標とトレンドグラフを添付します。

目標年次の平成37年度のごみの排出、処理状況は図3に示すとおりです。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 ^{※1}) (平成29年度)		目標(割合 ^{※1}) (平成36年度)		
排 出 量	事業系 総排出量	70 トン		66 トン (-5.7%)		
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	0.15 トン/事業所		0.15 トン/事業所 (0.0%)		
	生活系 総排出量	4,745 トン		4,494 トン (-5.3%)		
	1人当たりの排出量 ^{※3}	81 kg/人		80 kg/人 (-1.2%)		
合 計	事業系生活系排出量合計		4,815 トン		4,560 トン (-5.3%)	
再生利用量	直接資源化量	2,007 トン	(41.7%)	1,907 トン	(41.8%)	
	総資源化量 ^{※4}	3,915 トン	(80.7%)	3,725 トン	(81.0%)	
減 量 化 量	中間処理による減量化量	938 トン	(19.5%)	873 トン	(19.1%)	
最終処分量	埋立最終処分量	0 トン	(0.0%)	0 トン	(0.0%)	

※¹ 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※² (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源物量)} / (事業所数)

※³ (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源物量)} / (人口)

※⁴ 総資源化量の割合は排出量に対するものではなく、(排出量+集団回収量)に対するものとなっています。

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）〔単位：t〕

再生利用量：集団資源回収、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：t〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：t〕

注：事業所数は、福生市一般廃棄物処理金本計画(平成29年3月作成)より算出

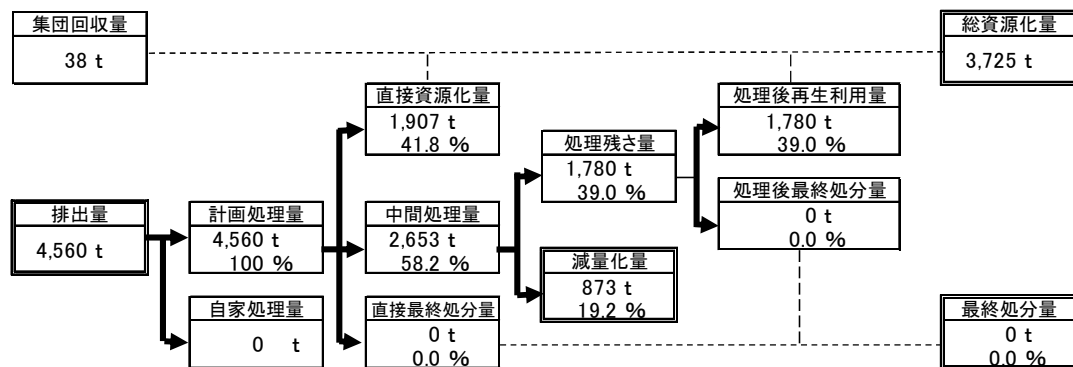


図3 目標達成時（平成36年度）の一般廃棄物の処理状況フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 環境教育(施策番号11)

市の小学校では、全7校の小学4年生を対象に、リサイクルセンターと西多摩衛生組合へのごみ処理施設の見学会を行い、環境教育を実施しています。

また、リサイクルセンターでは職場体験に中学生を実習生として受け入れ、ビンやペットボトルの選別作業などの体験学習を行っています。

さらには、小学生を対象にごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスター・標語コンテストを実施しています。

今後も3Rについての意識向上を授業の中で行っていくとともに、地球温暖化防止の教育プログラム等を積極的に支援していくための検討を続け、同施策を継続し実施します。

イ 生ごみ処理機等の利用促進(施策番号12)

市では、生ごみ減量を促進するために、生ごみたい肥化容器の無償貸与及び生ごみ処理機購入費補助金交付を実施しています。また、毎年開催する「ふっさ環境フェスティバル」「産業祭」において生ごみたい肥化容器の展示等や市広報、市清掃紙などを通して啓発活動を継続して実施していきます。

ウ マイバッグによるレジ袋使用の抑制(施策番号13)

マイバッグ持参運動を更に推進し、レジ袋の排出を抑制させます。一方、スーパーや商店にもレジ袋の自粛を要請します。

福生市世論調査報告書によると、ごみ減量やリサイクルのために心がけていることとして、「買い物袋を持参している」と答えた人が、平成24年度の56.5%から、平成27年度の調査では68.9%へと12.4ポイント上昇しています。

マイバッグ持参運動を更に推進するため、イベント時にマイバッグの配布を行い、レジ袋の排出抑制を実施しています。

一方、スーパーや商店にもレジ袋の自粛の要請など、排出抑制の検討を継続して実施していきます。

エ 事業系ごみの資源化の促進(施策番号14)

事業者へ廃棄物・再利用物処理計画書の提出を依頼し、直接搬入されている燃やせるごみに含まれている食品廃棄物など資源化への対応促進の働きかけを実施しています。また、事業者の独自のリサイクルルートの確立等資源化の推進として、商工会広報への啓発記事を掲載し資源化の促進を図っています。

また、バイオマス利用等の促進を考慮して、継続して回収ルートを確保するよ

う働きかけていきます。

オ 分別の徹底による資源化の向上(施策番号21)

ごみ組成から判断すると、燃やせるごみの中には資源物の混入が多く見られることから、分別の徹底を行う必要があり、住民への周知方法として、広報紙以外での啓発活動が必要です。

ごみ組成から判断すると、燃やせるごみの中には資源物の混入が多く見られ、分別の徹底を行う必要があることから、平成26年4月からごみ収集体制変更により、品目の追加及び収集回数の変更を実施し、資源化の推進を図っています。

カ 剪定枝の資源化推進(施策番号22)

市では、家庭から排出される資源化できる剪定枝については緑化推進の観点から無料回収を行っています。これまでシルバー人材センターによる剪定枝たい肥化事業によりたい肥として資源化してきましたが、同センターが事業を終了することとなったため検討した結果、平成27年度からは剪定枝の用途のひとつとして、チップを材料とした活性炭を製造し、西多摩衛生組合の焼却施設で使用しています。資源化できる剪定枝の出し方等については、全戸配布している「ごみ・リサイクルカレンダー」や市清掃紙で案内をしていますが、引き続き出し方の周知を図るとともに、「ふっさ環境フェスティバル」など各種イベントを通してキャンペーンを行い積極的に剪定枝の収集拡大を図っていきます。

キ 不燃性廃棄物の資源化推進(施策番号23)

更なる最終処分場の延命化を図ると同時に、資源化率の向上に向け、陶磁器、ガラス、鏡などの燃やせないごみや粗大ごみなど、リサイクルセンターの中間処理後に発生する不燃残渣について、市では、資源化事業者へ処理を委託し、全量資源化することにより、二ツ塚最終処分場への搬出はありません。今後も民間資源化施設の活用等により、最終処分量ゼロを継続し資源化の促進を図ります。

ク 徹底した水切りによる厨芥類の減量(施策番号24)

厨芥類の水切りは、一番身近で、しかも減量効果があることを広報紙等やイベントを通して啓発していますが、より一層の周知が必要です。

厨芥類の水切りは、一番身近で、しかも減量効果があることを広報紙やイベントにおいて継続的な啓発活動を行い、さらに、水切りを実践してもらえるようイベント時に水切りネットの配布を行い厨芥類減量の促進に努めています。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりです。

現在、燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理されています。燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源ごみはリサイクルセンターで破碎・選別等により処理します。

資源化物はリサイクル事業者等で再生され、破碎選別可燃物は焼却処理、破碎選別不燃物は埋立処分となります。資源ごみは、資源化処理施設への搬入以外に直接資源化業者へ搬入するルートもあります。

更なる最終処分場の延命化を図るため、中間処理段階において、適正な処理及び資源物の選別を行い、更に中間処理により発生した不燃残渣については、平成29年度より資源化を行う事業者へ処理を委託し、全量資源化しています。今後も埋立処分量ゼロの継続を図ります。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

西多摩衛生組合に搬入される事業系ごみは、組合構成市町の許可を得て焼却処理されています。近年の事業系ごみ量は、横ばいで推移しています。

今後は、廃棄物・再利用物処理計画書の提出を事業者へ周知徹底し、事業系ごみの食品廃棄物について、事業者自らによるバイオマス利用等の促進を考慮して、回収ルートを確保するよう働きかけていく方針です。また、事業系ごみの発生抑制及びリサイクル促進を抜き打ち検査等においても働きかけていきます。

ウ 今後の処理体制の要点

本市のリサイクルセンターについては、稼働後21年が経過していることから、毎年の計画的補修と予防保全など適切な維持管理に加えて、今後は基幹的設備改良事業を実施しながら、施設の延命化を図る必要があります。具体的には、平成31年度から平成35年度までの5年間に基幹的設備改良事業を行い施設の延命化を図るとともに、省エネ機器を導入し、電力消費の低減による二酸化炭素の削減を図っていきます。

また、西多摩衛生組合構成市町の資源化処理施設についても稼働後15年から34年が経過していることから、資源化処理施設の効率的な運営を目的として、処理能力と稼働率の検証や地域性を考慮し、西多摩衛生組合と組合構成市町が協議しながら、施設の統合を含めた各施設の有効活用の検討を行う必要があります。

リサイクルセンターは、市民が衛生的で快適な生活を送るために必要不可欠であり、故障や処理能力に欠けた場合の市民に与える影響が極めて大きい施設です。福生市総合計画においても常に良好な稼働を維持していくために、基幹的設備の整備や機器の更新等を進め施設の長寿命化に取り組むこととしています。

資源化処理施設の運営については、西多摩衛生組合構成市町において一元化の検討を継続的に行い、今後の検討の進捗を踏まえる中で、当面は重要度の高い設備から必要最小限度の更新等を行っていき、施設の延命化に取り組んでいく必要があります。

なお、この期間中に次の施策を実施し、循環型社会形成の推進を図ります。

- 分別の徹底による資源化の向上
- 徹底した水切りによる厨芥類の減量
- 剪定枝の資源化推進
- 不燃性廃棄物（中間処理後の不燃残渣）の資源化推進
- 生ごみ処理機等の利用促進
- 集団回収の促進
- マイバッグによるレジ袋使用の抑制
- 収集制度の変更

(3) 処理施設の整備

廃棄物処理施設

表2に示す分別区分及び処理方式で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行います。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	廃棄物処理施設（マテリアルサイクル推進施設）の基幹的設備改良事業	福生市リサイクルセンター基幹的設備改良事業	33t/日	東京都福生市熊川1566番地4	H31～35

(整備理由)

事業番号1 廃棄物処理施設長寿命化計画に基づき、施設の延命化を図ります。

(4) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
2	福生市リサイクルセンター長寿命化総合計画策定支援事業	福生市リサイクルセンター長寿命化総合計画の策定支援業務	H31

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 再生利用品の需要拡大事業（施策番号41）

環境マネジメントシステムの活用等により、行政における再生品の利用を率先して行うとともに、住民、事業者に対してグリーン購入、再生品利用についての普及啓発活動を通じて再生品の使用拡大を図ります。平成26年度以降は福生市独自の環境マネジメントシステム「Fe（エフ・イー）」として運用し、市役所全庁をあげて、再生品の利用の率先、市民、事業者への啓発を実施しています。

毎年住民、小規模事業者へ配布するごみ・リサイクルカレンダーにおいて、グリーン購入、再生品利用についての普及啓発記事を掲載し、今後も継続して再生品の使用拡大を図ります。福生市世論調査報告書によると、ごみ減量やリサイクルのために心がけていることとして、「再生紙の商品（トイレトペーパーな

ど)を利用している」と答えた人が、平成24年度の32.7%から、平成27年度の調査では34.1%へと上昇しています。

再生品の利用を更に推進するため、事業の啓発を継続して実施していきます。

イ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）への対応（施策番号42）

家電リサイクル法対象品目については、購入した家電小売店、又は同種類の製品を買おうとしている家電小売店に引き取ってもらうことなど、ごみ・リサイクルカレンダーや市広報、ホームページ等において適切な回収の普及及び啓発を行います。

ウ 不法投棄対策（施策番号43）

ごみのポイ捨てや不法投棄等については、マナーアップ指導員によるポイ捨ての清掃活動及び美化指導・啓発の実施、不法投棄においては職員等によるパトロールの強化や不法投棄禁止看板の配布を行い防止対策を推進していきます。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項（施策番号44）

組合構成市町地域内で発生すると予想される災害において、災害時に発生する廃棄物の処理については、多摩地域ごみ処理広域支援体制により近隣の自治体と広域的に対応します。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

組合構成市町地域は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、東京都及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(2) 事後評価及び計画の見直し

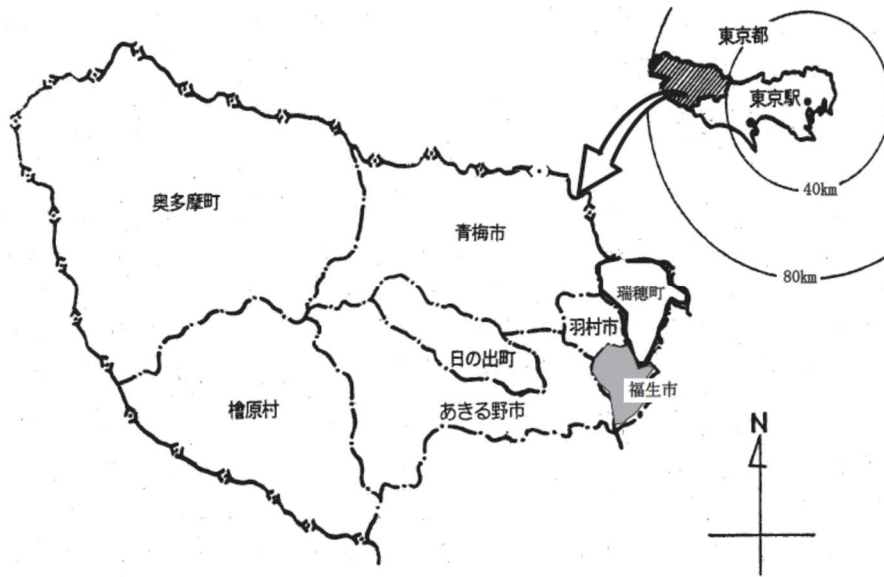
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとし、ます。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとし、ます。

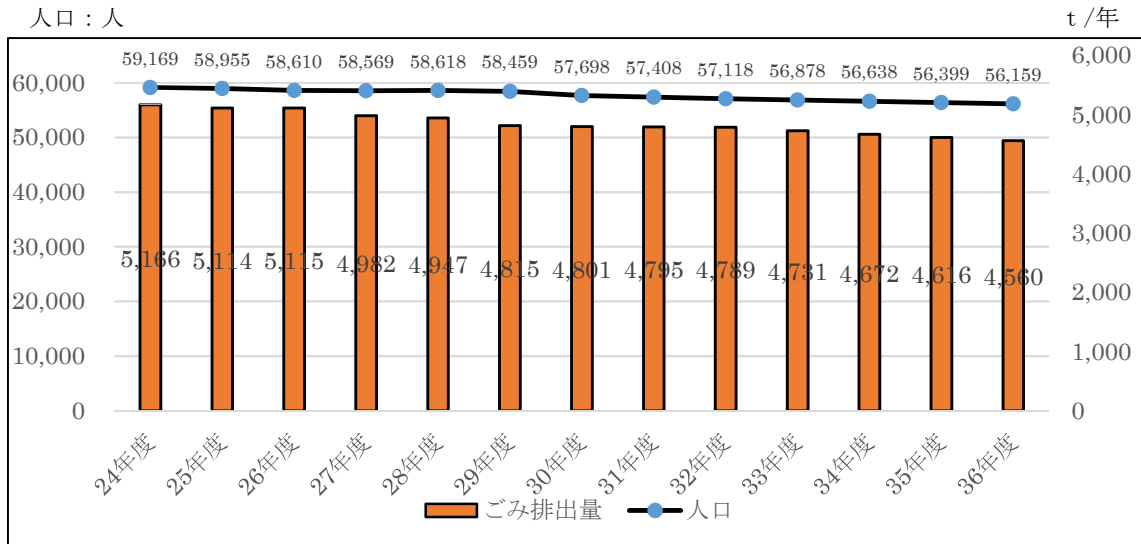
添 付 資 料

添付資料－ 1	対象地域図
添付資料－ 2	現状の目標とトレンドグラフ
添付資料－ 3	指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ
添付資料－ 4	分別区分説明資料
添付資料－ 5	現有施設の概要
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 30 年度)
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 30 年度)
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
参考資料様式 1	施設概要 (基幹的設備改良事業系) リサイクルセンター
参考資料様式 7	計画支援概要

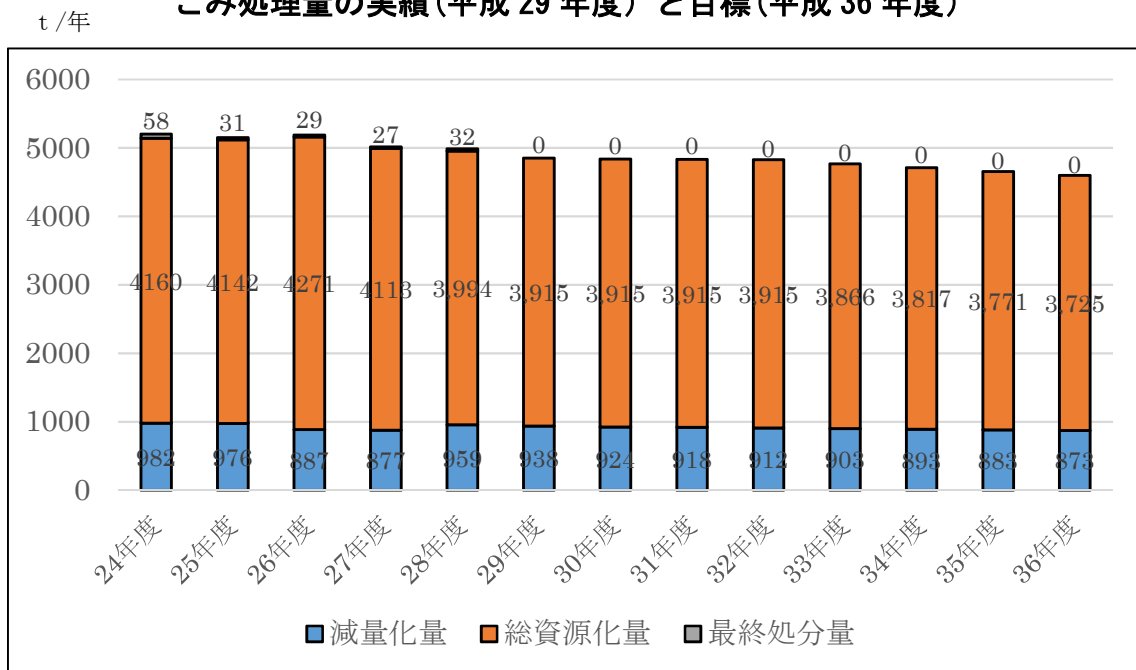
対象地域図



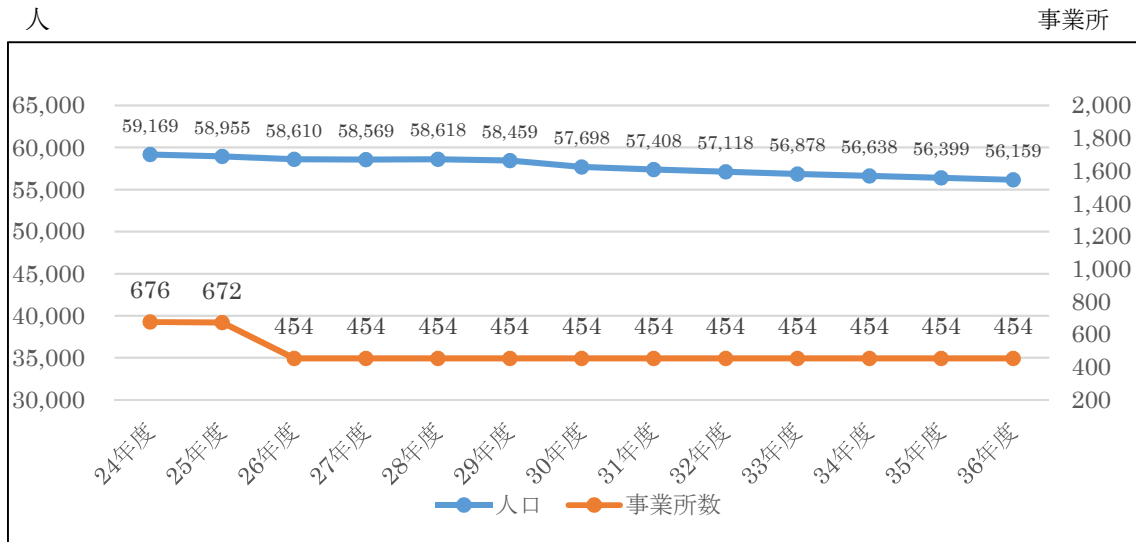
人口及びごみ排出量の実績(平成 29 年度) と目標(平成 36 年度)



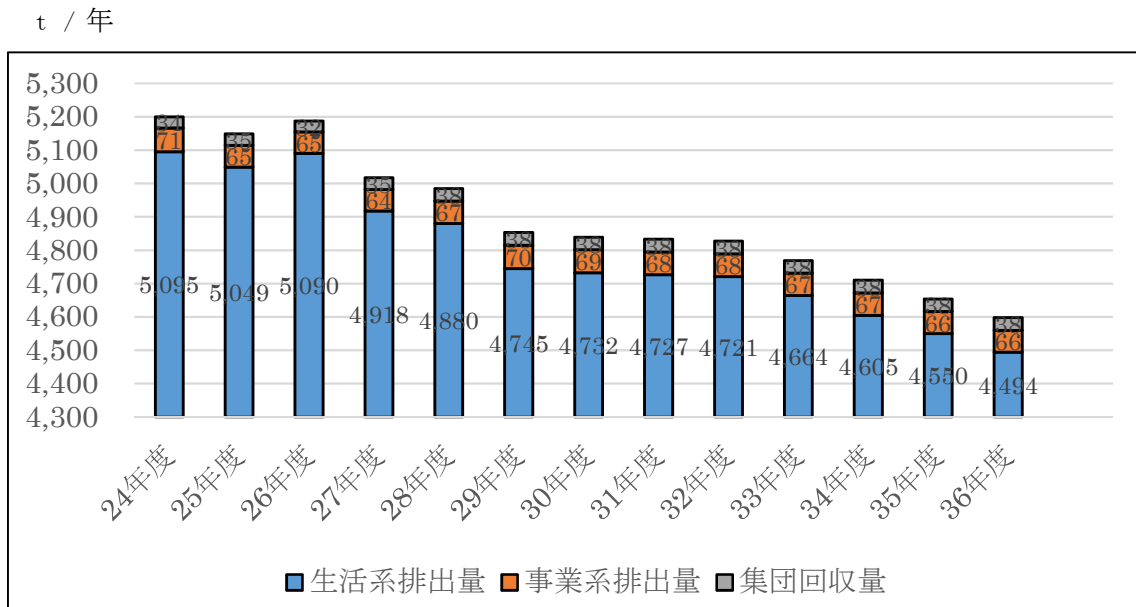
ごみ処理量の実績(平成 29 年度) と目標(平成 36 年度)



指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ



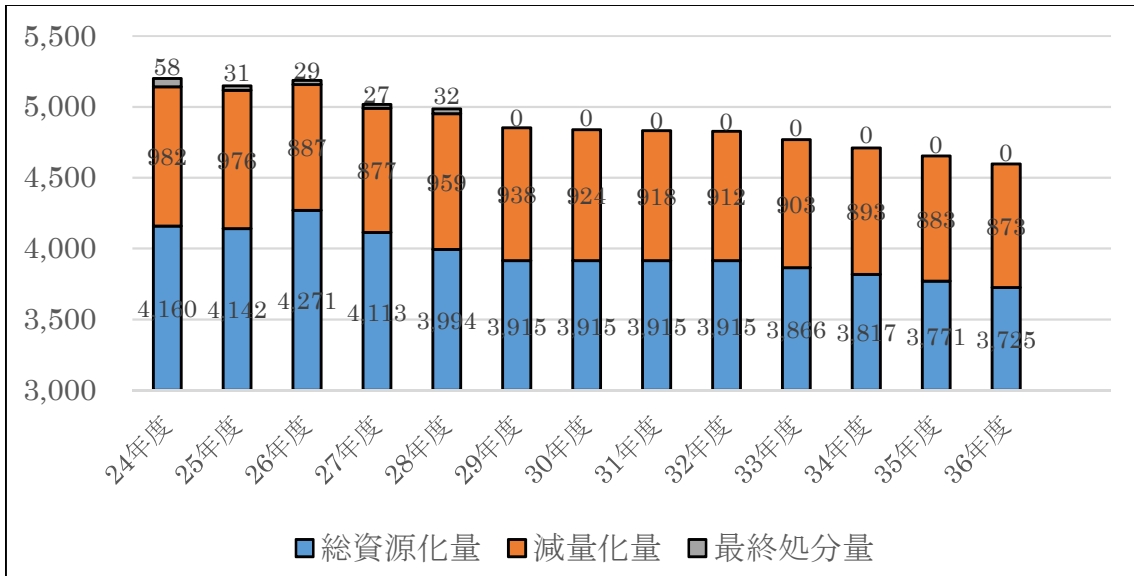
ごみ排出量の推移



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
生活系排出量	5,095	5,049	5,090	4,918	4,880	4,745	4,732	4,727	4,721	4,664	4,605	4,550	4,494
事業系排出量	71	65	65	64	67	70	69	68	68	67	67	66	66
集団回収量	34	35	32	35	38	38	38	38	38	38	38	38	38
ごみ量合計	5,200	5,149	5,187	5,017	4,985	4,853	4,839	4,833	4,827	4,769	4,710	4,654	4,598

ごみ処理量の推移（1）

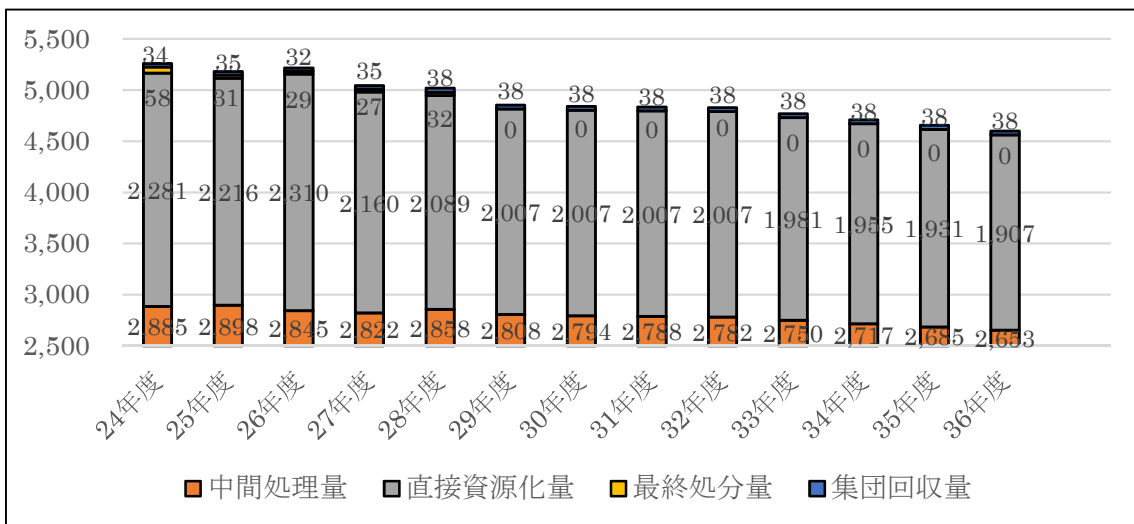
t/年



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
総資源化量	4,160	4,142	4,271	4,113	3,994	3,915	3,915	3,915	3,915	3,866	3,817	3,771	3,725
減量化量	982	976	887	877	959	938	924	918	912	903	893	883	873
最終処分量	58	31	29	27	32	0	0	0	0	0	0	0	0
ごみ量合計	5,200	5,149	5,187	5,017	4,985	4,853	4,839	4,833	4,827	4,769	4,710	4,654	4,598

ごみ処理量の推移（2）

t/年



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
中間処理量	2,885	2,898	2,845	2,822	2,858	2,808	2,794	2,788	2,782	2,750	2,717	2,685	2,653
直接資源化量	2,281	2,216	2,310	2,160	2,089	2,007	2,007	2,007	2,007	1,981	1,955	1,931	1,907
最終処分量	58	31	29	27	32	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収量	34	35	32	35	38	38	38	38	38	38	38	38	38
ごみ量合計	5,258	5,180	5,216	5,044	5,017	4,853	4,839	4,833	4,827	4,769	4,710	4,654	4,598

分別区分(平成30年4月現在)

区分	収集頻度	運営形態	収集方式	排出容器	手数料	
燃やせるごみ	2回/1週	委託	戸別	市指定袋(水色)	有料	
燃やせないごみ	1回/4週	委託	戸別	市指定袋(黄色)	有料	
粗大ごみ	随時	委託	戸別	なし	有料	
剪定枝	随時	委託	戸別	なし	無料	
有害ごみ	1回/4週	委託	戸別	中身の見える袋	無料	
資源物	ダンボール	1回/2週	委託	戸別	なし	無料
	新聞紙	1回/2週	委託	戸別	なし	無料
	雑誌・雑紙	1回/2週	委託	戸別	なし	無料
	古着・古繊維	1回/4週	委託	戸別	なし	無料
	ビン	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	缶	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	容器包装プラスチック	1回/1週	委託	戸別	中身の見える袋	無料
	硬質プラスチック	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	金属	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	ペットボトル	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	プラスチックボトル	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
小型家電	1回/4週	委託	戸別	中身の見える袋	無料	

福生市リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施 設 名 称	福生市リサイクルセンター
所 在 地	東京都福生市熊川 1 5 6 6 番地 4
稼働年月日	平成 9 年 4 月
処 理 方 式	選別・破碎・圧縮・梱包
処 理 対 象	粗大ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、その他
処 理 能 力	33 t/日 資源物（ビン類、缶類） 8 t/日 不燃ごみ（可燃系、不燃系、残渣系） 21 t/日 粗大ごみ（可燃系、不燃系、残渣系） 4 t/日
運 営 形 態	プラント運転管理業務委託

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成30年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	福生市	(2) 地域内人口	58,358 人	(3) 地域面積	10.16 km ²
(4) 構成市町村等名	福生市	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖積 離島 奄美 豪雪 山村 通疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、構外組合の状況	組合を構成する市町村： 年 月 日 設立、認可予定 設立(予定)年月日：				

設立されていない場合、今後の見通し：

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(割合)						目標
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	71	65	65	64	67	70	66
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.11	0.10	0.14	0.14	0.15	0.15	0.15
	生活系 総排出量(トン)	5,095	5,049	5,090	4,918	4,880	4,745	4,494
	1人当たりの排出量(kg/人)	86	86	87	84	83	81	80
	合計 事業系生活系排出量合計(トン)	5,166	5,114	5,155	4,982	4,947	4,815	4,560
再生利用量	直接資源化量(トン)	2,281	2,216	2,310	2,160	2,089	2,007	1,907
	総資源化量(トン)	4,160	4,142	4,271	4,113	3,994	3,915	3,725
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電力量)(mhw)	-	-	-	-	-	-	-
減量化量	減量化量(中間処理前後の差)(トン)	982	976	887	877	959	938	873
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	58	31	29	27	32	0	0

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備考		
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月日	更新、廃止 予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式		施設竣工予定年月	処理能力(単位)
マテリアルリサイクル施設 (福生市リサイクルセンター)	福生市	選別・破砕・圧縮・梱包	有	33 (t/日)	平成9年4月	平成31年4月	処理能力確保のため、延命化を図る	選別・破砕・圧縮・梱包	平成36年3月	33 (t/日)	基幹改良

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成30年度)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名 ※2	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
				開始	終了	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度			
○マテリアルリサイクル等に関する事業						271,500	50,000	54,000	50,000	60,500	57,000	271,500	50,000	54,000	50,000	60,500	57,000	
リサイクルセンター						271,500	50,000	54,000	50,000	60,500	57,000	271,500	50,000	54,000	50,000	60,500	57,000	
福生市リサイクルセンター基幹的設備 改良事業	1	福生市	33 t/日	H31	H35	271,500	50,000	54,000	50,000	60,500	57,000	271,500	50,000	54,000	50,000	60,500	57,000	
○廃棄物処理施設における長寿命化総合 計画策定支援事業						8,424	8,424					8,424	8,424					
福生市リサイクルセンター長寿命化総 合計画策定支援事業	2	福生市		H31	H31	8,424	8,424					8,424	8,424					
合計						279,924	58,424	54,000	50,000	60,500	57,000	279,924	58,424	54,000	50,000	60,500	57,000	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

施設概要(マテリアルリサイクル施設系)

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	福生市
(2) 施設名称	福生市リサイクルセンター
(3) 工期	平成31年度 ~ 平成35年度
(4) 施設規模	処理能力 33t/日
(5) 処理方式	選別・破碎・圧縮・梱包
(6) 地域計画内の役割	施設の老朽化への対処、延命化、省エネ機器への更新によるエネルギーの有効利用、二酸化炭素の排出抑制
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtockヤード	
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	271,500千円
------------	-----------

計 画 支 援 概 要

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	福生市		
(2) 事業目的	福生市リサイクルセンター施設整備のため		
(3) 事業名称	福生市リサイクルセンター 長寿命化総合計画策定 支援事業		
(4) 事業期間	平成31年度		
(5) 事業概要	施設の性能を長期に維持 していくために、廃棄物処 理施設のストックマネジメ ントの考え方を導入した 計画を策定する。		
(6) 事業計画額	8,424千円		